

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表について(令和4年4~5月分)

No	物品等又は役務の名称	数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
1	関節鏡システム	1	仙台赤十字病院 施設調度課 仙台市太白区八木山本町2-43-3	R4.4.18	丸木医科器械(株) 仙台市太白区西中田 3-20-7	8,104,250 円	当該機器は、当院が求める性能を有することから競争の余地はなく、またメーカーから指定された代理店であることから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
2	システム8骨鋸ハンドピース	2	仙台赤十字病院 施設調度課 仙台市太白区八木山本町2-43-3	R4.4.18	丸木医科器械(株) 仙台市太白区西中田 3-20-7	2,583,350 円	当該機器は、当院が求める性能を有することから競争の余地はなく、またメーカーから指定された代理店であることから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
3	エルベVIO3	1	仙台赤十字病院 施設調度課 仙台市太白区八木山本町2-43-3	R4.4.20	オリンパスマーケティング(株) 仙台市青葉区柏木 1-2-45	4,854,300 円	当該機器は、日々の診療業務に支障をきたさぬよう急ぎ納入する必要があることから「緊急の必要により競争に付することができない場合」に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
4	デジタル電話交換機	1	仙台赤十字病院 施設調度課 仙台市太白区八木山本町2-43-3	R4.4.21	東通インテグレート(株) 仙台市若林区卸町 2-11-5	35,200,000 円	当該機器は、当院が求める性能を有することから競争の余地はなく、また、既存機器を使用しながら新たな機器へ更新する必要があることから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
5	PHS連動ナースコールボード	1	仙台赤十字病院 施設調度課 仙台市太白区八木山本町2-43-3	R4.4.21	東通インテグレート(株) 仙台市若林区卸町 2-11-5	12,100,000 円	当該機器は、当院が求める性能を有することから競争の余地はなく、また、既存機器を使用しながら新たな機器へ更新する必要があることから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
6	人工透析用ベッド	5	仙台赤十字病院 施設調度課 仙台市太白区八木山本町2-43-3	R4.5.9	(株)シバタインテック 仙台市若林区卸町 2-11-3	1,564,970 円	予定金額が160万円を超えないことから、日本赤十字社会計規則第36条第5項の規定に基づき、見積競争による随意契約とするもの。(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1項第2号)	
7	保育器	2	仙台赤十字病院 施設調度課 仙台市太白区八木山本町2-43-3	R4.5.9	(株)シバタインテック 仙台市若林区卸町 2-11-3	7,856,200 円	当該機器は新型コロナウイルス患者への対応等を見据えて購入するものであり、早急な対応が必要であることから「緊急の必要により競争に付することができない場合」に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
8	A粉末自動溶解装置/B粉末自動溶解装置	2	仙台赤十字病院 施設調度課 仙台市太白区八木山本町2-43-3	R4.5.9	丸木医科器械(株) 仙台市太白区西中田 3-20-7	3,938,000 円	当該機器は、当院が求める性能を有することから競争の余地はなく、またメーカーから指定された代理店であることから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
9	多用途透析用監視装置	2	仙台赤十字病院 施設調度課 仙台市太白区八木山本町2-43-3	R4.5.24	日機装(株) 仙台市青葉区一番町 3-7-23	2,970,000 円	当該機器は、当院が求める性能を有することから競争の余地はなく、またメーカーから指定された代理店であることから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
10	生物顕微鏡システム	1	仙台赤十字病院 施設調度課 仙台市太白区八木山本町2-43-3	R4.5.31	(株)エビデント 仙台市青葉区柏木 1-2-45	1,326,941 円	当該機器は、当院が求める性能を有することから競争の余地はなく、またメーカーから指定された代理店であることから、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	